

所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘	
件名	東大和市空家等対策計画策定懇談会設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	総務部防災安全課		
<p>1. 要 旨</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、東大和市空家実態調査の結果を踏まえた空家等対策計画（以下「対策計画」という。）の策定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市空家等対策計画策定懇談会を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 対策計画に関する意見をまとめ、市長に報告する。</p> <p>(2) 構成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 1人</li> <li>・関係機関及び関係団体 7人以内</li> <li>・公募による市民 2人以内</li> </ul> <p>※懇談会の庶務は都市計画課及び防災安全課で処理する。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 空家等対策に係る専門的な知見及び市民意見を反映させることにより、当市の実態に即した対策計画を策定することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成26年度 「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行</p> <p>(2) 平成31年度 「東大和市空家実態調査」実施</p> <p>(3) 令和3年度 「東大和市空家等対策計画策定準備会」設置</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。 なお、準備会において空家等対策の基本的な方針案等を検討した後、本懇談会と（仮称）庁内検討会議にて、対策計画案の検討を進める予定としている。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。